

# 平成19年度 第1回 奈良県公共事業評価監視委員会 議事概要

1. 日 時 平成19年11月 1日(木) 9時30分～11時45分

2. 場 所 奈良県経済倶楽部 大会議室

3. 出席者

・ 委 員 (敬称略)

伊藤 忠通、前田喜四雄、柳谷 勝美、藤次 芳枝、  
仲川 順子、三野 徹、  
朝廣 佳子(欠席)

・ 奈良県 土木部次長、技術管理課、河川課

4. 議 事

## (1) 奈良県公共事業評価監視委員会について

1) 平成18年度 第3回委員会議事概要の確認

2) 平成19年度 再評価等対象事業の一覧の説明

## (2) 河川事業の再評価について

1) ダム建設事業 さねもりがわ 実盛川(大門生活貯水池)の再評価資料の説明

2) ダム建設事業 さねもりがわ 実盛川(大門生活貯水池)の再評価に関する審議  
各委員から次の事項に関して質疑、意見等があった。

○ 河川整備委員会における河川整備計画の評価と、公共事業評価監視委員会における評価において、それぞれの評価の視点の違いはなにか。

→ 河川法の改正に伴い、国土交通省では、河川整備計画に位置づけられたものは、再評価の手続きが行われたものとして位置づけられている。

河川整備計画は、概ね20～30年後の将来計画に向けた、具体的な河川整備の計画を定めるもの。従って、河川自体をどのようにしていくか、ということが議論の中心になる。

再評価は、事業に長期間要しているものについて、社会的情勢の変化なども含め、必要性や見直しの積極的なチェックを、再評価実施要領に基づいて行うものと認識している。

○ 今回の再評価として、前回と今回で社会的環境がどう変わったか、事業費などが変わった事に対する比較の資料を示して頂きたい。

→ これまでの再評価との比較検討に関して、この場に資料がないので、次回(第2回)の委員会に資料にて報告させて頂きたい。

○ B/C(費用便益比)の算出は、国土交通省のマニュアルを運用されているが、奈良県としての特徴を加味できるよう照査してはどうかと考える。

→ B/Cの算出は、国土交通省のマニュアルに基づいている。ご意見の効果がどれほどかはまだ不明であるが、今後そのような視点も評価に盛り込まれ

ればと思う。

- 工法の比較検討において、今後の維持管理費や、設備が何年使えるのかなど将来の財産価値も含めて比較検討すべきでは。
  - 確かにご意見のとおり。ランニングコストも含めたトータルコストで検討、判断する姿勢が大事と考える。次回（第2回）委員会にて補足説明させていただきたい。
- 便益に渇水効果があるが、従来の大門貯水池が渇水時には、上水の供給に困っていたということか。また、渇水時に川に水がなくなると何が困るのか。
  - 流域が小さいところであり、10年に1回の観点から言えば現状のため池では不十分である。また、河川が渇水になると、水辺に生息する動植物の生息環境に影響が出るため、一定水量の確保が必要。
- 従来河川はどうだったか。いつ頃から河川に水がなくなったか。原因がわからないと本当の生態系の維持は出来ないのでは。
  - また、隣接する「とっくり池」は、人工的に造ったものか、どのような経緯があるのか、渇水と何らかの関係があるのか。
  - とっくり池は人工的に造られたもの。経緯など詳細については、次回（第2回）委員会にて説明させていただきたい。
- 費用対効果の総便益における治水便益額と、渇水に対する便益額について、それぞれの現在価値化の割引度合いに差があるが。
  - 治水便益は、完成後50年間被害軽減の便益が発生し、これを現在価値化している。一方、渇水に対する便益は、事業完成後に、代替の既得用水ダムの建設を行うのに要する費用と同額の便益を計上することとしている。

### 3) 意見集約

継続を妥当とする。

再評価においては、情勢の変化や条件の変化などの説明も必要。

河川整備計画との整合を図り、公共事業推進の観点からも早期に完成されるよう努力していただきたい。

### 4) 総合治水対策特定事業 秋篠川の再評価資料の説明

### 5) 総合治水対策特定事業 秋篠川の再評価に関する審議

各委員から次の事項に関して質疑、意見等があった。

- 王寺や香芝での河川の氾濫被害があり、事業は続けるべきと考える。しかし、事業が長期化する中で、流域の民間土地開発の進展と河川整備とは総合的に考えていかないと、整備と災害のいたちごっこにならないか。
  - 一定規模以上の開発では、河川に影響がでないよう調整池の設置がなされる。また、河川整備だけでなく、学校の校庭に貯留したり、ため池の活用などと併せた、総合治水対策が昭和57年度から進められている状況である。
- 治水安全度の1/10、時間あたり雨量50mmとは、暫定整備をしているということか。今回の再評価は、この暫定整備としての再評価か。
  - 将来計画として1/30もしくは1/50の整備を行うが、当面の間は1/10の整備を進めている。今回の再評価は1/10の整備における評価。B/Cも同様。

- 環境への配慮として資料のイメージ図があったが、既に具体的に進めているのか。  
→ これから進めようとしているイメージである。地域の歴史文化、環境を踏まえて今後進めていく予定。
  - 水、水辺の動植物などを調査し、昔はどうであったか調査した上で自然環境に配慮していただきたい。秋篠川上流は、かつていろんな魚がいたが、今は様変わりしている。
  - 未改良区間は住宅地であり用地買収が大変だと思うが、用地取得の目途は如何か。スムーズに事業を進められるか。  
→ 地元の理解を得るべく、事業進捗に鋭意努力して参りたい。
  - B/Cの総費用（C）が、現在価値化により増えているがそれはなぜか。  
→ 過去の投資額を計上しており、将来の投資額と違い、現在価値があがるため。
- 6) 意見集約  
継続を妥当とする。  
事業が長期化しており、過去の浸水被害等を考慮すると速やかに事業を進めていただきたい。治水対策を進めると同時に歴史、文化、自然にも配慮していただきたい。
- 7) 総合治水対策特定事業 かにがわ 蟹川の再評価資料の説明
- 8) 総合治水対策特定事業 かにがわ 蟹川の再評価に関する審議  
各委員から次の事項に関して質疑、意見等があった。
- 財政難ではあると思うが、たくさんの河川事業があるなかで、事業の優先性（優先順位）についても説明いただきたい。  
→ 県としても、限られた予算の中でたくさんの事業を行っており、予算の集中投資を行う必要があると考えている。現在、浸水常襲地域の減災対策について議論を進めているところ。その結果を受けて、予算の集中投資を行い、浸水被害の早期の解消を図りたい。
  - 川の形状が直角に曲がっていることなどから、人工的な河川だと思われるが。  
→ 川の成り立ちなど、詳細についてはわからないが、奈良の場合、条里制により河川の付け替え等行われた可能性もある。
- 9) 意見集約  
継続を妥当とする。  
浸水等の被害が少しでもなくなるよう速やかに事業を進めていただきたい。
- 10) 総合流域防災事業 のとがわ 能登川の再評価資料の説明
- 11) 総合流域防災事業 のとがわ 能登川の再評価に関する審議  
各委員から次の事項に関して質疑、意見等があった。

- 限られた予算の中で、捨てる事業とやる事業に、メリハリを付けてしっかりと区分すべき。個人的には奈良県では住環境整備が重要だと思っている。県においては道路事業等あらゆる事業があるが、大きな視点、目標を持って、また決められた期間内で進めていく必要があると考える。河川事業の予算規模はどの程度か。  
→ 河川関係事業費は、平成19年度で約116億円あまり。
- 事業の必要性は理解できる。地域や地権者の利害関係を勘案すると難しいケースであると思うが、これまでと同じように進めていては、いつまでたっても事業効果がでない。早急に効果を発現させるため、土地収用法などの適用も視野に入れるべきでは。そのような手法をとるのであれば事業継続に異論はない。  
→ 事業効果は地域全体に及ぶものであり、地権者に対し十分な説明も行い、理解を得たうえで進めていきたい。法的措置についても念頭に入れ、早期完成に向けて努力していきたい。
- 事業継続とするならば、何らかの条件が必要と考える。来年度、進捗状況等について報告いただきたい。
- 河川改修の結果が単なる「用水路」とならないよう、自然環境に配慮し、川らしい川となるよう進めていただきたい。
- 事業の再開の見通しは、実際のところどのようなか。  
→ 今後も、地域の方々の理解が得られるよう努力して参りたい。
- 休工の状況が続いているが、再開の可能性が出た時点で改めて説明が必要。事業の必要性、妥当性は評価できるが、実現性については今回の審議においては評価できない。事業としては継続しないと、地元説明も行えないことになってしまう。このため、実現性の確認として、その後の進捗状況等については次年度に報告を行った上で評価するという、条件付きで継続という判断をせざるを得ない。

## 12) 意見集約

条件付きで継続とする。

事業の必要性、妥当性は評価できるが、実現性に関する評価については、次年度に進捗状況やその後の状況の変化、見通しなどについて説明、報告を行うことを条件とする。

## (3) その他

- 事務局より、本日の審議内容の確認。
- 平成19年度第2回委員会は、11月22日（木）に開催。